

# 授業目的公衆送信補償金分配規程

2022年8月3日 理事会承認

JASRAC<sup>®</sup>

一般社団法人 日本音楽著作権協会

## 授業目的公衆送信補償金分配規程

目次	ページ
第1章 総則（第1条～第2条） .....	2
第2章 音楽の著作物に係る分配（第3条～第18条） .....	3
第3章 非委託者による分配請求（第19条～第25条） .....	8
第4章 実施細則（第26条） .....	9
附 則 .....	9

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この規程は、著作権法（昭和45年法律第48号）第35条第2項に定める授業目的公衆送信補償金（以下「補償金」という。）に関して、本会が、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（以下「SARTRAS」という。）の「授業目的公衆送信補償金分配規程」第3条第1項の規定に基づく受託団体として行う、音楽の著作物（以下単に「著作物」という。）に係る補償金の、権利者（著作物について補償金を受け権利を有する者をいう。）への分配に関する事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 規程第3条補償金 SARTRASの授業目的公衆送信補償金規程（以下「補償金規程」という。）第3条の規定に基づき SARTRASに支払われた補償金の額をいう。
- (2) 規程第3条補償金分配基金 規程第3条補償金のうち、本会が分配する責任を負う補償金の額をいう。
- (3) 規程第4条補償金 補償金規程第4条の規定に基づき SARTRASに支払われた補償金の額をいう。
- (4) 規程第4条補償金分配額 規程第4条補償金のうち、本会が分配する責任を負う補償金の額をいう。
- (5) 利用報告 SARTRASから受領した著作物の利用実績に係る報告をいう。
- (6) 分配ポイント SARTRASが算出し各分配受託団体に通知する、著作物ごとの分配額の算出基礎となる履修者数等に基づく値をいう。
- (7) 分配受託団体 SARTRASと分配業務委託契約を締結した日本国内の著作権等管理事業者又は権利者団体等をいう。
- (8) 年度 毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

**2** 前項各号に規定するもののほか、本会の管理委託契約約款及び著作物使用料分配規程に定義のある用語の意義は、この規程に別段の定めがある場合を除き、その定義に従うものとする。

## 第2章 音楽の著作物に係る分配

### (分配期及び分配対象補償金)

第3条 補償金の分配期及び分配対象補償金は、下表のとおりとする。

補償金の類型	分配期	分配対象補償金
規程第3条補償金	3月	前年度を対象期間として、9月にSARTRASから受領した補償金
規程第4条補償金		

2 本会は、第11条の規定に基づき算出された分配額を、当年度8月末日までにSARTRASに請求し、当年度9月末日までに、SARTRASから送金を受ける。

3 第1項により難い場合は、理事会の承認を得て、分配期を別に定めることができる。

### (分配対象著作物)

第4条 分配対象著作物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 分配対象補償金の対象期間に利用されたものとして利用報告に記載された著作物
- (2) 利用報告から欠落し、関係権利者から教育機関が当該権利者の著作物を利用したことにつき申し出を受けたもので、かつ利用の事実を確認した著作物
- (3) 前年度以前の分配において、連絡先不明等の理由により関係権利者への分配ができなかったもので、連絡先が判明した著作物

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは、分配対象著作物から除外するものとする。

- (1) 前項第2号に該当する著作物のうち、著作物が利用された日から関係権利者による第12条の規定に基づく分配請求のあった日までの期間が3年を超えるもの
- (2) 前項第3号に該当する著作物のうち、関係権利者への分配ができなかった初回分配期から10年を経過するまでに連絡先が判明しなかったもの

### (分配対象権利者)

第5条 分配対象権利者は、分配対象著作物の関係権利者とする。ただし、本会以外の分配受託団体にインタラクティブ配信に係る著作権の管理を委託する者及びその者との間に分配対象著作物に係る著作権の譲渡等に関する契約を締結している

者を除くものとする。

- 2 分配対象権利者が補償金を受け取らない旨の意思表示をしたときは、当該補償金は SARTRAS に返金する。

(関係権利者の確定)

**第6条** 分配対象著作物の関係権利者は、分配対象補償金の対象期間の最終日（次項及び第3項において「確定基準日」という。）における権利関係に基づき確定する。

- 2 前項の関係権利者の確定は、確定基準日の10日前までに提出された著作物資料によるものとする。

- 3 著作物資料がないなどの理由により、本会が確定基準日までに関係権利者を確定することができないときは、補償金の分配を保留する。

(分配率)

**第7条** 分配対象著作物の関係権利者に対する分配は、下表に定める分配率に従って行う。

関係権利者	分配率	関係権利者	分配率			
			(1)	(2)	(3)	(4)
1 作曲者	12/12	7 作曲者	8/12	6/12	—	—
		音楽出版者	4/12	6/12	—	—
2 作曲者	10/12	8 作曲者	6/12	4/12	—	—
		編曲者	2/12	2/12	—	—
作曲者	2/12	音楽出版者	4/12	6/12	—	—
		9 作曲者	4/12	3/12	4/12	3/12
3 作詞者	6/12	作詞者	4/12	3/12	3/12	4/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
4 作曲者	5/12	10 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
		作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
5 作詞者	5/12	編曲者	2/12	2/12	2/12	2/12
		音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
6 編曲者	2/12	11 作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
		作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
5 作曲者	5/12	作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
		訳詞者	2/12	2/12	2/12	2/12
5 作詞者	5/12	音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
		訳詞者	2/12	2/12	2/12	2/12
5 作曲者	5/12	音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
		訳詞者	2/12	2/12	2/12	2/12
5 作詞者	5/12	音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
		訳詞者	2/12	2/12	2/12	2/12
5 作曲者	5/12	音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12
		訳詞者	2/12	2/12	2/12	2/12

6	作曲者	5/12	12	作曲者	3/12	2/12	3/12	2/12
	作詞者	5/12		作詞者	3/12	2/12	2/12	3/12
	編曲者	1/12		編曲者	1/12	1/12	1/12	1/12
	訳詞者	1/12		訳詞者	1/12	1/12	1/12	1/12
				音楽出版者	4/12	6/12	5/12	5/12

2 前項の表中、7乃至12において適用する分配率は、関係権利者が本会に提出した作品届等の著作物資料に記載の演奏権分配率を、補償金の分配率に読み替えるものとする。

3 共同著作者の分配率は、関係権利者の識別の区分ごとに、第1項に定める分配率を等分したものとする。

4 前項にかかわらず、共同著作者の創作の寄与度に対応した共同著作者ごとの分配率であって、共同著作者全員が合意したもの（以下「合意分配率」という。）について、別に定める書式による届け出があった場合には、共同著作者の分配率は、合意分配率によるものとする。ただし、共同著作者は、第1項に定める関係権利者の識別の区分に係る分配率の中で合意分配率を定めるものとする。

5 次の各号に該当する者は、当該各号に定める者として、第1項の分配率を適用する。

- (1) 楽曲の著作権が消滅している場合の編曲者 作曲者
- (2) 歌詞の著作権が消滅している場合の訳詞者 作詞者

**(国際基準)**

**第8条** 関係権利者に外国団体所属の者が含まれる場合は、本会が当該外国団体との間に締結している著作権管理契約に定める基準又は著作権協会国際連合の定める基準その他これらに準ずる基準に従って、分配することができる。

**(分配基金)**

**第9条** 規程第3条補償金分配基金は、初等中等教育及びこれに類する教育機関設置者から收受した額に係る基金（初等中等教育分配基金）と、高等教育及びこれに類する教育機関設置者から收受した額に係る基金（高等教育分配基金）に区分する。

**(分配点数)**

**第10条** 分配対象著作物（全ての関係権利者が連絡先不明である著作物を除く。）について、次の各号に掲げる点数を付与し、それぞれの点数を乗じて得た積をその著作物の分配点数とする。

(1) 基礎点数

- ① 規程第3条補償金 1曲1回の使用について

$$1 \text{ 点} \times \frac{\text{分配対象権利者の取り分の和}}{\text{全関係権利者の取り分の和}}$$

- ② 規程第4条補償金 1曲1回の使用について

1点

(2) 評価点数

- ① 規程第3条補償金

分配基金ごとの補償金の額に、分配基金ごとの総分配ポイントに占める当該著作物の分配ポイントの割合を乗じた値を点数とする。

- ② 規程第4条補償金

当該著作物の利用について SARTRAS に支払われた補償金の額を点数とする。

(分配計算)

**第11条** 各分配対象著作物に対する分配額は、次に掲げる算式により算出する。

$$\begin{array}{l} \text{各分配対象} \\ \text{著作物に} \\ \text{対する分配額} \end{array} = \frac{\text{分配対象補償金の額}}{\text{全ての分配対象著作物の分配点数の和}} \times \begin{array}{l} \text{各著作物の} \\ \text{分配点数} \end{array}$$

2 前項により難しい場合は、理事会の承認を得て、別に分配計算方法を定めることができる。

(利用報告から欠落した著作物の分配請求方法)

**第12条** 利用報告に掲載のない著作物の関係権利者（本会以外の分配受託団体にインタラクティブ配信に係る著作権の管理を委託する者及びその者との間に当該著作物に係る著作権の譲渡等に関する契約を締結している者を除く。この条において同じ。）から、教育機関により当該権利者の著作物が利用された事実に基づく分配請求を受ける場合の方法は次のとおりとする。

- ① SARTRAS 所定の書式又は本会所定の書式等による分配請求及び証憑書類の提出を当該権利者より受ける。
- ② 本会は、必要があると認める場合は当該教育機関の意見を聞くなどして内容を審査する。

- ③ 利用された事実が確認できた場合は、第4条第1項第2号の規定に基づき、当該著作物を規程第3条補償金に係る分配対象著作物に加える。

**(連絡先不明の場合の取扱い)**

**第13条** 利用報告及び著作物資料により、分配対象権利者であることが判明しているにもかかわらず、連絡先不明のため当該権利者と連絡することができない場合は、本会は、当該権利者の分配に係る著作物の題号その他の権利者に関する情報を SARTRAS が定める書式により SARTRAS にすみやかに届け出る。

2 前項の届け出をした場合、本会は、当該権利者の連絡先情報を求める旨を本会のウェブサイトに掲載する。

3 前項の掲載期間は、掲載を開始した時から10年間とする。

4 前項の掲載期間中に当該権利者の連絡先情報が判明した場合、本会は、当該情報を SARTRAS へ通知する。

5 前項により通知した分配対象権利者への分配に係る著作物は、第4条第1項第3号の規定に基づき、分配対象著作物に加える。

**(音楽著作権管理における既存ルール)**

**第14条** 補償金の分配において、本会と SARTRAS との間で締結する分配業務委託契約第23条に基づく細則第2条に定める音楽著作権管理における既存ルールを適用することができる。

**(管理手数料の控除)**

**第15条** 本会は、第11条の分配計算の結果を分配対象権利者ごとに集計した分配額から、管理手数料として理事会で別に定める管理手数料実施料率を乗じた額を控除する。

**(次期分配対象補償金への繰入れ)**

**第16条** 第11条の分配計算に際して生ずる1円未満の計算端数金は、次の分配期において、分配対象補償金に繰り入れるものとする。

**(支払計算書等の交付及び送金)**

**第17条** 補償金の分配に係る支払計算書等の交付及び送金は、分配期に行う著作物使用料の分配に合わせて行うものとする。

2 第5条の分配対象権利者に対する前項の交付及び送金は、当該権利者がその著作



物について著作権の譲渡等に関する契約を締結している音楽出版者を經由して行うことができる。

#### **(預金利息の取り扱い)**

**第18条** 補償金を分配対象権利者に分配するまでの間に生じた預金利息は、分配対象補償金に繰り入れる。

### **第3章 非委託者等による分配請求**

#### **(目的)**

**第19条** この章は、権利者のうち、分配受託団体にインタラクティブ配信に係る著作権の管理を委託していない者（以下「非委託者等」という。）が分配請求等を行う場合の細目を定めることを目的とする。

#### **(分配請求者)**

**第20条** 分配請求者は、非委託者等本人であることを原則とする。

#### **(著作権者であることの証明)**

**第21条** 分配請求者は、当該使用著作物の権利者であることを証するものとして、著作物名及び著作権者名の表示された、次の各号のいずれかの資料の写しを提出するものとする。

- (1) 楽譜、出版物、録音物、演奏会プログラム、進行表
- (2) 出版契約書、放送使用許諾書等

2 著作者から権利の移転を受けた権利者の場合は、前項に定めるもののほか、その権利の移転を証する資料の写しを提出するものとする。

#### **(請求者本人であることの証明)**

**第22条** 分配請求者（本会の委託者を除く。次項において同じ。）は、本人であることを証するものとして、免許証、パスポート、健康保険証その他の身元を証明できる資料を提示するものとする。

2 筆名により公表した著作物の場合は、筆名が表記された契約書等の写しを提供するものとする。

#### **(分配計算)**

**第23条** 各著作物に対する分配額は、第7条乃至第11条の規定を準用して算出す

る。

#### (管理手数料等の控除)

**第24条** 第15条の規定にかかわらず、非委託者等への分配に当たっては、分配計算により得た分配額から、1請求ごとに、管理手数料として理事会で別に定める管理手数料実施料率を乗じた額及び必要に応じて、所得税その他の本会が納付すべき租税の額に相当する額を控除することができる。

#### (支払計算書等の交付及び支払)

**第25条** 本会は、分配に当たって、分配請求者に対して「授業目的公衆送信補償金・支払計算書」を交付し、原則として、分配請求者が指定する金融機関の口座宛に振込により支払を行う。

### 第4章 実施細則

**第26条** この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、理事会の承認を得て別途定める。

### 附 則

#### (施行期日)

**第1条** この規程は、2023年3月1日から施行し、2023年3月分配期から適用する。

#### (経過措置)

**第2条** 第3条乃至第7条の規定にかかわらず、当分の間、補償金の分配については、次の各号に定める事項を除き、本会の著作物使用料分配規程第5章第1節及び第3節の規定を準用する。

- (1) 分配期及び分配対象補償金は、第3条の規定を準用する。
- (2) 規程第3条補償金の初等中等教育分配基金、同高等教育分配基金及び規程第4条補償金に係る利用報告を、それぞれインタラクティブ配信の1サービスメニューとみなす。
- (3) 規程第3条補償金は、曲別方式（著作物の利用1回ごとの使用料を積算する方法をいう。次号において同じ。）以外の方式により徴収した使用料と同様の

方法で分配する。

- (4) 規程第4条補償金は、曲別方式により徴収した使用料と同様の方法で分配する。
- (5) 分配点数の算出に当たっては、第10条の規定を準用する。

**(分配期に関する特例)**

**第3条** この規程に基づく、2021年度を対象期間として SARTRAS から受領した補償金の分配は、第3条にかかわらず、2023年3月分配期及び同年6月分配期に分配する。